

「人権」と「思いやり」

「人権」とは人間が人間らしく心豊かに生きていくために欠くことのできない、命にもかかわる重大な権利であり、**だれもが生まれながらにして等しく持っている権利**です。

今年度の小地域懇談会では、改めてこの「人権」「権利」について考えていただきました。今の日本では、それが具体的にはどんな権利なのか、人が人として豊かに生きていくために必要な権利とは何かを具体的にイメージすることは難しいことだったかもしれません。特定の宗教を信じるかどうか、特定の新聞やテレビを見たかどうか、特定の新聞やテレビを見ることでもありません。空気の有難さを意識することがとても難しいのと同じことだと思えます。

「人権って何だろう？」（(一財)アジア・太平洋人権情報センター 解放出版社刊）の中に、次のような記述があります。人権について考えるヒントになると思えますので紹介します。

《人権と思いやりは何か違う》

人権が「生まれながらにして持っている」ものならば、誰かに与えられるものじゃないってことだね。これも「思いやり」とは違うな。「思いやり」は誰かから与えられたり、誰かに与えたりするものだもの。ということは、「思いやり」は誰かが与えてくれないかぎり、その恩恵を受けられないけど、人権は人間であれば、誰でも生まれたときからその恩恵を受けられるんだね。

《人権の役割》

「思いやり」は誰かが誰かに与えるものだから、与えるか与えないかは、与える人が決めることになる。じゃあ、みんなから嫌われている人は、思いやりをもらえないことになりそうなのがする。だって、嫌いな人をお願いやるのつてむずかしいもの。

考えてみれば、いまだって特定の国籍の人を侮辱したり、特定の地域で生まれ育った人を差別したり、同性愛者のような「性的少数者」って

いわれる人たちの生き方を否定したりすることがある。それはいけないとわかってはいる人もいれば、「あいつらは差別されて当然」って開きなおる人もいる。

そうか！人権はそういう人たちも含めて、みんな同じ「人間」なんだっていうことを主張できる資格なのか。「思いやり」は自分の仲間だけを大切にしようとするけど、人権は全ての人を「人間」として大切にしようとする。

小地域懇談会のまとめは、大山町人権・同和教育推進協議会の機関誌「ぬくもり27号」でお知らせします。ぜひ、お読みください。

(参考)「人権って何だろう？」(一財)アジア・太平洋人権情報センター 解放出版社刊)

大塚さんに法務大臣表彰

人権擁護委員の大塚典子さん(神原)が、法務大臣表彰を受賞されました。

大塚さんは、平成19年に人権擁護委員に任命され、現在、12年の長きにわたり人権擁護委員として活躍中です。平成27年からは、米子人権擁護委員協議会副会長、鳥取県人権擁護委員連合会理事を務められています。人権擁護委員として永年の貢献と功績が称えられての受賞です。



大山町人権・同和教育推進協議会

講演会のご案内

- ◆日時 1月16日(木)
13時30分～15時
- ◆場所 人権交流センター
- ◆演題 「戦前・戦後の同和行政と最近の部落問題」～同和问题解決の中心的課題の変化～
- ◆講師 西村芳将さん
(鳥取県立公文書館県史編さん室 課長補佐)
- ◆問い合わせ先 大山町人権・同和教育推進協議会
(人権交流センター内)
☎0859-54-2286
FAX 0859-54-2413